

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書の訂正報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の2第1項
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	平成21年12月16日
【事業年度】	第61期（自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）
【会社名】	観光日本株式会社
【英訳名】	KANKO NIPPON CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 安達 雅克
【本店の所在の場所】	京都府京都市北区上賀茂本山無番地
【電話番号】	075(702)5811
【事務連絡者氏名】	経理部長 梅村 隆
【最寄りの連絡場所】	京都府京都市北区上賀茂本山無番地
【電話番号】	075(702)5811
【事務連絡者氏名】	経理部長 梅村 隆
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません

1 【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成21年6月29日付で、第61期（自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）の有価証券報告書を提出いたしました
 が、記載事項の一部に訂正すべき事項がありましたので、これを訂正するために有価証券報告書の訂正報告書を提出する
 ものであります。

2 【訂正事項】

- 第一部 企業情報
 - 第5 経理の状況
 - 1 財務諸表等
 - (1) 財務諸表
 - (重要な会計方針)
 - (リース取引関係)

3 【訂正箇所】

訂正箇所は_を付して表示しております。

第一部【企業情報】

第5【経理の状況】

1【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

(重要な会計方針)

(訂正前)

項目	前事業年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)	当事業年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)
3. 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 < 中略 > (会計方針の変更) 法人税法の改正に伴い、当事業年度より、平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。 これにより営業損失は4,968千円増加し、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ4,968千円減少しております。 (追加情報) 法人税法の改正に伴い、平成19年3月31日以前に取得した資産については、改正前の法人税法に基づく減価償却の方法の適用により取得価額の5%に到達した事業年度の翌事業年度より、取得価額の5%相当額と備忘価額との差額を5年間にわたり均等償却し、減価償却費に含めて計上しております。 これにより営業損失は5,040千円増加し、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ5,040千円減少しております。 < 後略 >	(1) 有形固定資産(リース資産を除く) < 中略 > (追加情報) 機械及び装置については、従来、耐用年数を4~6年としておりましたが、当事業年度より5~17年に変更しております。これは、平成20年度の税制改正を契機に耐用年数を見直したことによるものであります。 これにより、当事業年度の営業損失及び経常損失はそれぞれ3,915千円減少し、税引前当期純利益は3,915千円増加しております。 < 後略 >

(訂正後)

項目	前事業年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)	当事業年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)
3. 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産 < 中略 > (会計方針の変更) 法人税法の改正に伴い、当事業年度より、平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。 これにより営業損失は4,968千円増加し、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ4,968千円減少しております。 (追加情報) 法人税法の改正に伴い、平成19年3月31日以前に取得した資産については、改正前の法人税法に基づく減価償却の方法の適用により取得価額の5%に到達した事業年度の翌事業年度より、取得価額の5%相当額と備忘価額との差額を5年間にわたり均等償却し、減価償却費に含めて計上しております。 これにより営業損失は5,040千円増加し、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ5,040千円減少しております。 < 後略 ></p>	<p>(1) 有形固定資産(リース資産を除く) < 中略 > (追加情報) 機械及び装置については、従来、耐用年数を4~6年としておりましたが、当事業年度より5~17年に変更しております。これは、平成20年度の税制改正を契機に耐用年数を見直したことによるものであります。 これにより、当事業年度の営業損失及び経常損失はそれぞれ3,915千円減少し、税引前当期純利益は3,915千円増加しております。 (中間・年度の首尾一貫性) <u>上記のとおり、機械及び装置の耐用年数については、当事業年度より5~17年に変更しておりますが、当該変更は、当事業年度下期において行っており、これは、機械及び装置の耐用年数について、平成20年度の税制改正を踏まえて当事業年度下期に再検討した結果、耐用年数を見直すこととしたためであります。</u> なお、当中間会計期間は変更後の耐用年数によった場合に比べ、営業利益、経常利益及び税引前中間純利益がそれぞれ1,133千円少なく計上されております。 < 後略 ></p>

(リース取引関係)

(訂正前)

前事業年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)	当事業年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引(借主側) (1)リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額 <後略>	ファイナンス・リース取引(借主側) 所有権移転外ファイナンス・リース取引 リース資産の内容 <後略>

(訂正後)

前事業年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)	当事業年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引(借主側) (1)リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額 <後略>	ファイナンス・リース取引(借主側) 所有権移転外ファイナンス・リース取引 リース資産の内容 <u>該当事項はありません。</u> <後略>